



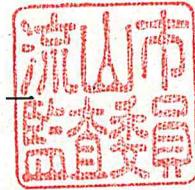
流山市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（学校事務）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和3年2月18日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮



令和 2 年度

# 隨時監査(学校事務)報告書

流山市監査委員

# 目 次

第 1	監査の種類 .....	1
第 2	監査を実施した監査委員名 .....	1
第 3	監査の対象 .....	1
第 4	審査の着眼点及び実施内容 .....	1
第 5	監査の実施場所及び日程 .....	2
第 6	監査の結果 .....	2

## 令和2年度流山市随時監査（学校事務）報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「本基準」という。）第4条第1項第1号に規定する監査であり、本基準に従って監査を実施した。

### 第1 監査の種類

随時監査（学校事務）

### 第2 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一

森 亮 二

### 第3 監査の対象

流山市立八木南小学校の令和2年4月1日から令和2年8月末日までに  
執行された行財政に関する事務事業

所管 教育委員会

教育総務部 教育総務課

学校教育部 学校教育課、指導課

### 第4 監査の着眼点及び実施内容

本基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか検証することを目的とした。

監査の実施に当たっては、監査の対象部課に係る事務事業について、関係書類の提出を求めた。

なお、本監査は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、関係書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員に説明を求め、書面にて監査を実施した。

対象部課に提出を求めた関係書類は、次のとおりである。

- 1 公印使用簿（学校長印・職務代理者印等）
- 2 文書整理簿
- 3 服務整理簿
- 4 出勤簿
- 5 旅行命令簿
- 6 時間外勤務命令簿

- 7 予算差引簿
- 8 備品台帳及び備品写真データ
- 9 薬品管理台帳及び管理状況写真データ
- 10 以下の書類は、必要に応じ提出を求めて審査した。
  - ・ 予算執行伺書 A ・ B ・ C
  - ・ 契約書（請書）
  - ・ 完成、完了（納）届
  - ・ 検査、検収調書
  - ・ 請求書
  - ・ その他関係書類
    - 学校給食費報告書
    - 給油台帳

## 第5 監査の実施場所及び日程

自 令和2年9月1日

至 令和3年1月14日

流山市役所

書面審査にて実施

## 第6 監査の結果

### 1 総合意見

今回対象となった八木南小学校の事務執行は、おおむね適正に行われていた。調査した範囲において、財務に関する事務については適切に執行されていることが確認できたが、その他の事務において、出勤簿の記載の誤り、公印使用簿の記載方法等に是正や改善が必要となる事項があった。また、サービス整理簿、旅行命令簿、備品台帳等の取扱いに一部軽微な事務の誤りが見受けられた。

本監査で是正・改善を求めた事項等については、対象部課及び各小中学校内で情報を共有し、同じような事務の誤りを繰り返すことがないように、教育委員会全体として、実態の把握と検証を行い、より適切な事務執行のために改善を図られたい。

## 2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項及び注意事項が認められた。

指摘事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

指摘事項等一覧（表1）

部課名等	指 摘 事 項								検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
八木南小学校			1					1	0	4
教育総務課								0	1	0
学校教育課								0	1	0
指導課								0	0	0
計	0	0	1	0	0	0	0	1	2	4

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

( 1 ) 指摘事項

**事故が発生するおそれがある事項**

出勤簿の出勤日数と、合計欄に記載されている日数に違いが生じていた。出勤簿への適正な勤務日数の記載と管理上の是正を求める。

( 八木南小学校 )

( 2 ) 検討・要望事項

・公印使用簿と発信番号簿が兼ねられている「公印使用・発信文書番号簿」を使用しているが、発信文書の宛先項目がなかった。文書の管理上、宛先が分かる様式とするよう検討されたい。

( 教育総務課 )

・備品台帳で教材用備品の管理を行っているが、廃棄していない備品に廃棄済みの印をつけていた。備品と備品台帳の相違が生じないように、備品の管理状況確認を定期的に行うことを検討されたい。

( 学校教育課 )

( 3 ) 注意事項 ( 措置対象外 )

注意事項については、速やかに適正な対応を講じるよう求める。

**注意事項一覧**

注 意 事 項	部 課 名 等
出勤簿に職員番号の記載漏れがあった。	八木南小学校
出勤簿について、月集計欄の記載方法が月によって異なっていた。	八木南小学校
サービス整理簿の休暇等の期間と出勤簿の出退勤時間が一致していなかった。	八木南小学校
旅行命令簿の出張用務先の所在地の記載漏れがあった。	八木南小学校